

研究ノート

中教審生涯学習中間報告の検討

上 杉 孝 實

はじめに

中央教育審議会は、一九八九年一〇月三十一日の総会において、「生涯学習小委員会審議経過報告」(中間報告)をまとめた。この報告は、一九八九年四月二四日、中央教育審議会が、文部大臣から「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」と題する諮問を受け、「学校制度に関する小委員会」と「生涯学習に関する小委員会」の二つの小委員会を設けて審議してきたもののうち、後者について中間まとめを行ったものである。

「生涯学習体系への移行」をはじめとする一連の教育改革を提案した臨時教育審議会は、一九八七年の第四次答申でもって任務を終えたが、その後も、改革実施に向けて、

新たに臨時教育審議会を設けて検討しようという動きも見られた。しかし、臨教審の設置それ自体が、中央教育審議会が文部大臣の諮問機関としてありながらも、当時の中曽根首相が戦後政治の総決算を標榜して、自分の影響下に戦後教育の変革をはかろうとした特異なものであったのであり、今回は、中教審が臨教審答申をふまえながら、その具体化について審議することになったのである。

学校制度小委員会の審議が進んでいるとはいえないのに、生涯学習小委員会では、八回の会合の結果をこのようなかたちで報告するに到った背景には、文部省が「生涯学習振興法」(仮称)の国会への提出を急いだということがある。中教審の審議以前にも、文部省内で検討されている法の構想が新聞にスクープされることがあり、今回は審議会の審議を経たというかたちで、正式に法の成立をはかるこ

とにしたといえる。

実際には、法の制定を待つまでもなく、生涯学習推進政策は、国・自治体の手によって進められている。国にあっては、文部省社会教育局が生涯学習局になり、従来の社会教育を扱う課に加えて、専修学校、放送大学の所管がこの局に移され、生涯学習施策の企画・調整を行う課を設けて筆頭局としての位置づけが与えられた。これを見て、自治体の中には、社会教育課(部)の名を生涯学習課(部)に変えるところがあり、首長を長とした生涯学習推進本部を設けるところもふえてきた。文部省は、全都道府県に生涯学習推進協議会を置くことを促す一方、千葉県において生涯学習フェスティバルを催して、生涯学習ムードの高揚をはかった。

生涯学習に関わる政策を展開しているのは文部省だけではない。労働省が生涯職業能力開発政策を進め、建設省が「生涯学習のむら」の建設を企図し、厚生省は「ウェル・エイジング・コミュニティ構想」をうち出している。民間文化産業が活気を示すとともに、新たに多くの企業が教育文化・スポーツ産業の担い手として市場の開拓に乗り出している。

これらの生涯学習推進は、何のために、だれのために行われているのであろうか。人間的であるための学習、人権

をはぐむ学習として生涯学習がとらえられているのであろうか。部落解放・人権確立の観点からみた臨教審答申の問題については、これまでも論及されてきたが、今回の生涯学習小委員会の中間報告はどのように評価されるのであろうか。政策の進行、その背景と関連させながら、分析を試みる必要があるのである。

一、生涯学習の推進体制

生涯学習の推進体制について、中間報告は、国にあっては関係省庁の生涯学習施策に関し連絡調整を要するものなどについて調査審議を行う組織の設置について、検討を促している。この組織は、教育・スポーツ・文化等の学識経験者等で構成するものとされている。また、都道府県・市町村における生涯学習推進のために連絡調整を行う組織に制度的位置づけを与えることが提案されている。

問題は、このような組織がどのような生涯学習の推進に関わるのか、どれだけ住民自治の立場に立つのか、既成の審議会等とどのような関係にあるのかということである。中間報告は、「①生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。②生涯学習

は、必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。③生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること」と述べ、包括的、一般的に学習をとらえ、ボランティアであることを強調している。ここに、営利的な教育・文化・体育事業がはいりこみ、人びとは単にその受け手として、ただ選択するだけの存在になることがないとはいえない。

社会教育の理念として、住民の生活課題解決にとりくむ主体的相互学習が重視されてきたが、このような学習が住民主導によって展開される条件の整備が行政の課題となるのであり、これがすべての人のものとなるよう、統制することなく、その公共性をふまえて公的保障を行うことが求められるのである。部落解放・人権学習は、まさに重要な切実な問題解決を企図し、すべての人間の解放をめざす国民的課題にとりくむ学習であって、住民自治の原則のもとにその振興がはからねばならないのである。

自治体ですでに存在する公民館運営審議会や社会教育委員の会議の機能、構成メンバーについては社会教育法の規定があるが、生涯学習推進協議会等がどのようなメンバー

によって、どのような機能が果たされるかは必ずしも明らかではない。あらゆる学習を統轄する組織として、既存の審議会等の上位に位置づけられるならば、住民の意思にもとづいた活動を統制することにもなりかねない。また連絡調整の名のもとに、公的教育事業が整理・統合されることによって、かえって学習機会が減少することも生じ得る。とくに、民間事業が存在するという理由で公的事业がカットされることによって、高負担に耐え得る者のみが学習し得るという状況が生じる可能性もある。行政の合理化の進行、産業界の営利的教育・文化・体育事業への関心の増大、生涯学習推進協議会メンバーに一般行政関係者や産業界・民間文化事業の代表を加える動きを考え合わせると、その懸念は小さくないのである。

もとより、生活課題にとりくむ学習の展開にあたっては、さまざまな生活分野にまたがる行政の人材・資料の活用が必要になることも多い。部落解放・人権学習を進める上で、労働・建築・土木・衛生・福祉などあらゆる部局のとりにくみ問われるのであり、その資源が利用されなければならぬ。部落解放運動や女性解放運動は、縦割り行政を越えた総合的とりくみを促してきたのである。生涯学習推進に関わる連絡組織の存在意義は、このような生活学習を支える条件整備にあたる教育行政に対して、一般行政の

協力をとりつけるところにあるのであり、公民館等教育機関と保健所・福祉事務所など第一線機関が連携して住民の学習活動を保障することを容易にすることにあるのであって、首長主導のもとに教育を行政の手段にすることにあってはならない。

文部省は、中央生涯学習協議会（仮称）を諮問機関として設置する方針を示しているが、生涯学習関連政策と銘うって、新規事業の展開をもくろむ各省市との意見調整の中で、地道な生活学習がくすむ恐れもある。また社会教育行政では住民自治にもとづいた教育を重視するため、住民の働きかけやすい地域、市町村に第一義的役割を見出し、都道府県はその支援を、国はさらにそのバックアップを本来の任務としたのであるが、生涯学習政策では、国が主導し、都道府県がその意向を受けて市町村に臨み、事業をおろす動きが見られ、住民自治から離れた、住民を単なる受益者とする教育事業の展開になりかねない面があるのである。

今日、多くの自治体において、同和教育推進協議会や人権教育推進協議会が設置されているが、多様な社会教育関係団体とともに、これらが生涯学習推進連絡調整組織においてどのように扱われるかが注目される場所である。あえて生涯学習の概念を持ち出すまでもなく、本来社会教育は学校教育課程外の組織的教育活動を総称するものである。

設置されてきたものである。そこでは、「Ⅰ）生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること Ⅱ）学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること Ⅲ）関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること Ⅳ）生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること Ⅴ）生涯学習の成果に対する評価に関すること Ⅵ）地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること なお、放送大学と連携・協力をを行うこと」が適当と提言されている。実際にもこれらの事業を展開しているセンターは少なくない。

「情報」については、臨教審が熱心な関心を示し、教員免許法改正にあたっては、情報処理教育やコンピュータの利用を教員養成において重視するといった動きが見られたのであるが、生涯学習推進政策においても学習情報提供が強調され、コンピュータを数多く導入することがはかられているのである。とくに、都道府県の生涯学習推進センターが、各市町村や生涯学習施設との間をコンピュータ等の情報通信手段で結ぶネットワークを構築することが促され、現に兵庫県や群馬県をはじめとして、そのようなシステムがあげられていっている。

民間事業も含めて教育・文化・スポーツ情報を公の機関が提供することは、民間の文化産業にとっても歓迎される

り、社会教育事業を行うことを主たる目的とし、公の支配に属しない団体は、社会教育関係団体とみなされるというように、幅広い活動が社会教育ととらえられるのであって、この観点から社会教育の充実・発展が期されなければならないのである。自治体によっては、生活学習を本質とした社会教育を否定し、高度な学習が要求されているとして、高額を受講料を徴収し、名士の講演をはじめとして上から与える教育に力を入れる例が見られる。ここでは住民はメニューを選ぶだけの存在になる。住民の創造になる権利拡大の学習の支援こそが重要となるのであり、一九八五年のユネスコにおける国際成人教育会議で出された「学習権宣言」に示されているように、歴史を創る主体として必須の学習が権利として保障されなければならないのである。

二、生涯学習推進機関

中間報告は、都道府県に「生涯学習推進センター」を設置することが必要であると述べ、大学・短大等には「生涯学習センター」が開設されることを期待している。このうち「生涯学習推進センター」は、これまでにも、生涯学習センター、生涯学習センター等の名で、多くの都道府県にものであり、情報機器を扱う企業にとってもプラスが大きいものである。民間活力の活用を強調した臨教審の答申では、公民館等教育機関による公的教育の保障よりも、民間教育事業の振興に目を向け、公的機関の役割としては、それに役立つ情報提供に重点を置いた感があつた。

学習情報の提供は重要であるとしても、それでもって、公的な学習機会の拡大がおろそかにされては、持てる者の学習機会のみを増大させ、人びとのあいだに格差をもたらすことになりかねない。また、コンピュータ等を利用しての情報提供が、都道府県から市町村への一方通行であれば、地域に根ざした活動とずれが生じる。

多くの住民にとって、身近に利用でき、意思を反映させることのできる地域学習施設が求められるのであり、この趣旨に沿う公民館等地域社会教育施設の充実があつてこそ、生活と切り結ぶ生涯学習が盛んとなるのである。住民と日常的に触れあい、地域に精通している職員であつてこそ、有効な学習相談を担い得るのである。トータルに生活をとらえ、学習と実践の結合をはかってきた解放会館は、生活と教育の統合という生涯教育の理念を体現するモデルをかたちづくってきた。生涯学習推進センターは、自らの事業を地域におろすのでなく、これらの地域施設や住民グループの活動を、求めに応じて援助することに重点を置く

ことが必要であり、行政の枠にしばられることの少ない教育機関としての位置づけが求められるのである。

このようなセンターが、講座等を主催するとき、とかく高度な学習要求に応えるという名目の下で、一部の暇と金のある人、あるいは既に多くの教育を受けている人にとって参加の容易なプログラムが組まれがちである。しかし、すべての人が平等に生きる社会を築くために、人権教育や成人基礎教育に力が注がれねばならないのであり、その研究・実践が課題となっているのである。識字をはじめとする生活を切りひらく力の形成のための基礎教育は、部落解放運動や夜間中学のとりくみで推進がはかられてきたが、その公的保障はきわめて不十分である。今日多くの人びとが、社会の複雑化や技術革新のもとで、改めて生活を担う力の形成の必要に迫られているのであり、成人基礎教育のニーズは高いのである。そして、これらの学習は、やはり身近な施設の存在によって支えられるのである。

一方、大学・短大等に自主的な設置が期待されている生涯学習センターは、体系的・継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報の提供、学習相談など、社会人を対象としたとりくみを行うものとして考えられている。大学・短大等を含め日本の学校が社会人に十分開かれたものでないことが、学問・教育と生活との遊離を

もたらしてきたのであり、その面からも改革が促されることになる。しかし、そのためには、教育機能の開放を積極的に進めるスタッフの配置が欠かせないものであり、そのための予算的措置を講ずることなしには、センターも絵にかいた餅になりやすい。また、公的な財政的援助なしには、高額の受講料の徴収を招いて、受講を阻まれる層をつくり出すことになる。

すでに公私の格差を縮小するといった名目で、国公立学校の授業料の急速な引上げが行われ、進学できる層に偏りをもたらしている。公私の格差は、私学における個人負担を引上げる財政的配慮によって解消がはかられるべきであるのに、逆のことが政策として展開されてきているのである。開かれた学校づくりは、このような政策の転換なしには実現するものでなく、このことを抜きにして生涯学習センターをつくっても、真の意味で開放された学校にはならないのである。

生涯学習センターが前記生涯学習推進センター等に協力することについても言及されているが、地域の切実な課題・重要な社会問題へのとりくみが必要であり、その科学的説明が求められるのであって、問題解決に向けて実践を重ねる住民団体の意見が反映するしくみを整えるべきである。

生涯学習が強調されても、学校教育において学習意欲が喚起され、学習方法が習得され、基礎学力が身につけていなければ、学習の継続は容易ではない。ところが、現実の学校教育は、多くの教育内容を短期間で扱うスピード授業、知識のつめこみに傾くような状況にあり、ひとりひとりにきめの細かい指導が行われることが不十分で選別のために機能する教育になっている。基礎学力の獲得が、家庭での指導や通塾等によってなされている例も少なくない。公教育での学力保障がおろそかにされ、私的努力にゆだねられると、家庭の経済・文化的状況によって左右され、人びとのあいだに格差をつくり出すことになる。急速な社会変動、技術革新のもとで、すぐに役立つものはずぐに役立たなくなる可能性を持つのであり、応用力の基礎となる基本を十分身につけることが課題なのである。また、児童・生徒を的確に把握して指導の徹底をはかるには、部落解放運動・同和教育へのとりくみが進めてきた学級定員の減少、教員数の増加が必要である。これこそ、制度をいじる以前になされるべきことであり、教育問題の解決に効果ある施策である。

三、生涯学習重点地域

中間報告は、「地域の要請に基づき日常生活圏において『生涯学習活動重点地域』を設定し、同地域に教育・スポーツ・文化等の生涯学習施設を集中的に整備し、高度かつ多様な学習機会を提供していくことが考えられる。その際、特に今後は民間活力の利用が重要であり、そのための税制、融資上の優遇措置を講ずることについて検討する必要がある」と述べている。このような地域の設定は、文部省内の法案作成研究の過程においても見られ、市町村を越えた広域圏を都道府県内に設け、そこで独自の機構を用意して生涯学習の推進をはかろうとする案のあることが報じられていた。これについては、住民に対し責任を負う自治体が陰に隠れ、住民自治にもとづかない教育になることや、独自機構が第三セクターや教育産業と結びついて、受益者負担を正面に掲げたり、営利的側面を強める可能性があることが問題となっていたのである。

今回の報告では、重点地域の具体的モデルについての言及はないが、民間活力の活用がことさらに強調されている。審議の過程では、具体的な施設名や公的施設のほか第三セクターを含む民間施設の設置が示されていたのであり、一九八七年に施行されたリゾート法（総合保養地域整備法）とのからみが強いことも指摘されている。リゾート法は、スポーツまたはレクリエーション施設、教養文化施設

設、集会施設、宿泊施設、交通施設、販売施設、その他の滞在者の利便の増進に資する施設を総合的に整備することを促す法で、そのために課税特例措置がとられていて、国土庁、農林水産省、運輸省、建設省、自治省が担当している。

生涯学習活動重点地域の具体的モデルとして審議の過程で上がった教育施設、文化施設、スポーツ施設、関連施設の中には、リゾート法で示す施設と重なるものも少なくなく、リゾート指定地域と関連させて重点地域を設定するかどうか問題となる。仮に重ねた場合、生活課題にとりくむ学習よりも、趣味的学習やレクリエーションにウェイトがかかり、さらに観光産業の浸透が顕著になることも考えられる。

何のため、だれのための生涯学習かを問うとき、切実な学習ニーズに着目しなければならず、抑圧からの解放のための学習に重点が置かれなければならない。そのような観点からの重点地域の設定が課題であり、住民みずから地域教育計画を立て、自らが管理する学習 (self-directed learning) の展開がめざされなければならないのである。

それは、まさに日常生活圏に着目するものであり、住民自治を体現する公的施設の充実に力を注ぐものである。民間教育施設の乏しい農村部はもとより、これらが集中してい

る都市にあっても、経済的狀態に左右されずすべての人が利用でき、運営に関わることのできる公的施設のネットワークが必要になるのであり、それであってこそ、人権問題等重要な社会問題解決に向けての学習を進めることが可能となるのである。

学習の高度化は広域的なとりくみが必要とするという考え方も存在する。図書館の資料貸借をみても、市町村の枠を越えたネットワークの形成が重要となっている。市町村が互いに閉鎖的でなく、相互乗り入れのかたちで住民が利用できる施設を有することが望まれる。しかし、このことは、住民の要求の窓口が市町村からはずされることを意味するものではないであろう。身近に要求を受けとめ、住民が運営に関わることがより容易である市町村立の施設を欠くことはできないのである。広域的活動にあたる大学等にしても、市町村と連携することによって、地域課題、住民のニーズに応えることができるのである。

四、民間教育事業の支援等

臨教審の生涯学習推進政策には、カルチャーセンター等の民間教育事業の振興が大きな位置を占めている。今回の中教審の中間報告でも、このような民間教育事業に対し

て、国や地方公共団体が支援を行うことがうたわれている。そこでは、「このような支援の具体的な方策としては、『推進センター』の機能を活用するなどにより、地域における学習需要の動向等に関する情報の交換を行うこと、人々に対する学習情報提供・相談活動において民間教育事業に関する情報提供も行うよう配慮すること。民間教育事業者の指導者の養成・研修に協力することが考えられる」と記されている。ここでも、公的機関の役割として、情報提供が強調されている。このことが、多くの教育事業を民間文化産業にゆだね、公教育事業を整理することになれば、学習機会の不均等をもたらしかねない。また人の集まる、表層的な要求に着目した学習内容に重点が置かれて人権問題等基本的な課題の学習機会が不十分になりやすい。

また、「民間教育事業者が相互に協力しつつ、自主的に事業の水準の維持向上を図るための団体の育成に促進することも大切であろう」と述べられている。通商産業省が塾経営者団体を把握する一方、文部省もその組織化によって、レベルを揃えようとしている。これは、塾の公認につながり、事実上認可の機能を果たすということで、論議を呼ぶものであるが、すでに臨教審は塾を評価する動きを示していたのであり、その路線は、現実化の方向をたどって

いる。今回の報告の内容は、この動きとも関連するところがある。

民間教育事業者の中には、教育事業の官製化、統制を警戒する者も見られるが、実質公認され、支援されることを全面的に否定するものでなく、むしろこれを歓迎する者も多い。とくに、これまで周辺のな位置にあった塾等は、これによって公然たる機関として機能を果たし得るととらえることになる。学校教育の中味が検討され、学校の人的物的条件が改善されて、塾への依存が少なくなる方向でなく、その逆になった場合、近年強まってきた進学等における階層差を助長することになることが予想される。

多少とも営利性の伴った民間教育事業以上に支援の対象となるべきは、社会教育関係団体など非営利的自主団体である。これによってこそ、住民主体の生涯学習の推進が期待されるのであり、中心から周辺へと伝達していく普及型の教育でなく、それぞれの自律的学習を盛んにする、ネットワークモデルの対話型の教育を広げる道が開かれてくる。その支援は、無料で自由に用いることができ、求めに応じて相談に乗ることのできる職員を配置した公民館、図書館等地域社会教育施設の拡充によって、統制を及ぼすことなくし得るのである。同和教育・人権教育を推進する民間団体の活動の支援によって、本来の学習社会のめざす

「人間であるための学習」に不可欠な人権学習が、多くの人びとの主体的参加のもとで進展することに着目して、条件整備が行われなければならないのである。

自主的な団体に対する援助が統制を伴わずに行われるためには、かなりの自由裁量権を持ち、行政に対して比較的自由な立場に立つ専門職員、とりわけ教育機関職員の充実が重要である。中間報告では、生涯学習推進センターに専門的職員を置くこととし、同時にこの専門的職員が他の生涯学習施設にも配置するよう奨励することが望ましいとされているが、センターが教育機関として自律性を持つものであるかどうかは明らかでなく、職員の自律度も明確ではない。社会教育主事や司書、学芸員についての言及は見られ、センターの専門的職員についてこれらの専門的職員との関連をふまえることは提言されているものの、その具体像は述べられていない。現にある公民館主事の充実と教育に関わる職員としての位置づけが課題となるのであり、これをおろそかにしては地域の学習援助が不十分となるのである。

企業・民間教育事業や労働省との関係もあってか、職業教育や専修学校について触れた中間報告の部分は多くない。臨教審答申にも見られた生涯職業能力の形成が、企業の利害からの公的機関との提携によるものでなく、人間と

しての生活手段の獲得、自己表出の機会の確保につながるものになるために、職業教育機関の充実、必要に迫られている人に対する経済的援助も含めての学習機会の保障等が検討されなければならない。

報告では、「特に今後は、勤労者の職業能力の開発や多様な学習を促進することが重要な課題となると考えられ、各企業等における教育・訓練の充実や勤労者への学習時間の配慮が望まれる」との表現が見られる。生涯職業能力の形成を、人間としての生の充実、多様な可能性の開発という見地から行うには、企業まかせではすまないし、一般教育をも対象に含めてILOが決議している有給教育休暇制度の普及が欠かせないものとなるのである。

一九六五年の同和对策審議会答申においても、「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にはかならない……これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。……したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し……生活の安定と地位の向上をはかることが同和问题解決の中心的課題である」と述べられている。環境改善が進んだ地域があっても、就労の安定が十分保障されているとはいえない現状にある。就職差別の完全撤廃とともに、

教育の保障に力が注がなければならないのである。

このことは、男女平等、経済的自立、自己表出の機会を求めて社会進出をはかりながら、低賃金の不安定雇用のもとに置かれやすい女性、技術革新のもと職種転換を迫られたり、職場を失いやすい中高年者などすべての人に関わる問題であり、公的な保障が不可欠の課題になっているのである。この点についての制度の拡充策が不十分である。

結 び

今回の生涯学習小委員会の中間報告は、新法の成立を急いで、その根拠づけをはかるために短期間にまとめあげられたものである。そのため、既に進められている政策の裏づけの役割を果たしている点がめだつ。また、「II、生涯学習の基盤整備の必要性」の部分で示されている現状や課題と「III、生涯学習の基盤整備のための施策」とのあいだにずれがあり、IIの全体を視野に入れた施策の提言となっているとはいえない。

「今日では、多くの人々が様々な学習を行っている一方、学習意欲はありながら様々な要因により、学習の機会に恵まれていない者も多い。これらの人々に対しては、学習しやすい環境を整備することが重要であり、教育・スポ

ーツ・文化等のための施設を身近に整備したり、利用時間帯の柔軟化を図るなど学習者の立場に立った利用しやすい施設の運営に配慮することが必要である」との記述が見られる。何が学習を困難にしているかについてより詳細な分析が必要である。長時間労働を強いられたいたり、経済的困難が見られたり、生活基盤が破壊されていたり、障害を持つことに配慮がなされていなかったり、基礎学力が保障されていなかったり、様々な要因がからんでいるのである。そこにも差別が見られる。この状況を変えることが急務である。

改めてだれのための何のための生涯学習推進かが問われなければならない。持てる者が益々有利になり、人びとのあいだに格差をもたらす生涯学習が拡げられる可能性があるのである。抑圧からの解放、社会的不利益の打破のための学習に焦点があてられてこそ、すべての人の人間性を高める学習となるのである。そのため、ひとりひとりの子どもに目を向け、確かな基礎を培い、なかまとともに生きる人間をはぐくむ学校教育、生活を切りひらく力を保障する成人基礎教育や、差別のしくみを崩し、連帯でもって問題解決にあたる人権教育を中心とした社会教育へのとりくみが進められなければならない。

このような学習を支えるために、行政は、身近な施設の

設置や資料の提供に努め、働く人びとが昼夜を問わず学ぶことができるよう、交替勤務の可能性、十分な職員の配置を行うことが必要であり、そのような観点に立って学習援助に専念する職員の任用がなされるべきである。

学校以外の学習成果を学校教育の単位として転換する仕組み及びこれらを各種公的資格の基礎とするための方途の審議は、今後継続されることとしているが、安上がりの学校教育の代位として用いられ、学校教育の充実がおろそかにされたり、厳しい資格社会をつくることにならないよう注意が必要である。

今回の報告でも、多様な人びとがそれぞれの文化・価値を認めあつての共生など、今日的課題に迫る視点が欠落して、国内外の諸民族の平等の実現へのとりくみなど国際的な人権確立に向けてのうねりに目が向けられていないことに象徴されるように、多くの問題が残されているのである。

注

- (1) 『朝日新聞』(朝刊) 一九八八年六月一〇日号
 (2) たとえば、『解放教育』一九八八年六月号。上杉孝實「臨
 教審の生涯教育政策」『部落解放研究』第六〇号、一九八八
 年、六九〇～八〇頁。
 (3) 『社会協通信』一〇二号、一九八八年。

(4) 『日本教育新聞』一九八九年一月四日号。

(5) E. Gelpi, A Future for Lifelong Education, vol. 1, Dept. of Adult and Higher Education, Univ. of Manchester, 1979, pp. 2-3 (福平泰徳訳『生涯教育』東京創元社 一九八三年)

(6) P.Freire, Education for Critical Consciousness, The Seabury Press, 1973.

(画見実他訳『伝達か対話か』画見実他訳 一九八二年)

(7) UNESCO, Learning to Be, UNESCO & Harrap, 1972. (国立教育研究所内フォールハ報告書検討委員会訳『未来の学習』第一法規、一九七五年)